

# 会員規約

## (目的)

KAME SUN GYM、KAME SUN GYM“Buddy”（以下「本ジム」といいます。）は、バーベルトレーニングを通じて会員（本ジムの本規約に同意し入会した個人及び法人をいいます。以下同じです。）の心身の健康維持推進のため、施設とサービスを施設利用者に提供することを目的とします。

## (会員種)

- 本ジムの会員種別は、ジム利用会員、パーソナル会員、ビジター会員、パーソナルトレーニングチケット利用会員、ジムレンタル会員です。
- 施設利用会員のうち年会員は、入会翌月から12カ月の在籍が必須となり、在籍期間が入会翌月より12カ月経過前の退会については、解除手数料を支払う義務が発生します。
- パーソナル会員のうち月会員は、入会翌月から3カ月の在籍が必須となり、在籍期間が入会翌月より3カ月経過前の退会については、残りの月分の会費を支払う義務が発生します。
- 本ジムは、事前の告知無く会員種の追加、変更、削除が行われることがあります。
- 契約プランを変更した場合は、プラン変更時を入会とみなします。

## (入会資格)

本ジムの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。

- 本ジムの施設の利用に堪え得る健康状態であることを本ジムに申告すること。
- 本規約に同意すること。
- 反社会勢力（暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じです。）でないこと。
- 過去に本ジムの本規約に基づく契約を解約されていないこと。なお、本ジムが検討した結果、再入会を認めることがあります。

## (入会手続)

- 本ジムに入会しようと希望する方は、本ジムが定める手続に従い本規約に同意の上で入会申込を行ってください。本ジムが審査を行った後、合格した場合は、指定の会費を支払うことにより、本ジムとの間で本ジムの利用契約が成立し、本ジムの会員となります。なお、入会申込には本人確認書類の提出が必要となります。また、

ジム利用会員については電子鍵発行のためスマートフォンが必要になります。

- 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本ジムが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、及び審査の内容は開示されません。
- 18歳未満の方が入会しようとするときは、親権者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本規則に基づく会員としての責任を未成年者本人と連帯して負うものとします。
- 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

#### （届出内容変更手続）

- 会員は、入会申込書に記載した内容その他、本ジムに届け出た内容が正確であることを保証しなければなりません。
- 会員は、入会申込書に記載した内容その他本ジムに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
- 本ジムは、会員が本ジムに届け出た情報が不正確であることによって会員又は第三者に生じる損害について一切責任を負わないものとします。

#### （個人情報保護）

本ジムは、本ジムの保有する会員の個人情報を、本ジムが別途定めるプライバシーポリシーに従い管理します。

#### （会費等の支払い）

- 会員種ごとの会費は、別に定めます。  
会員は、別に定める会費納入期日までに、自らが申し込む会員種に応じて本ジムが指定する方法により会費を払い込むものとします。
- 一旦支払われた会費は、法令により返還が義務付けられる場合を除き、返還しません。
- 会費を滞納、引き落としできなかった場合は、会員は、会費を支払うまで本ジムの利用することができません。
- 会員は、本ジムの利用の実態に関わらず退会日まで会費支払いの義務を負います。
- 会員が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を支払う義務を負うものとします。

#### （会員たる地位の相続・譲渡）

本ジムの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

(施設の利用及び諸規則の遵守)

- 会員以外であっても本ジムが定めるルールに従い見学、利用体験、パーソナルトレーニングセッション体験受講は可能です。
- ジム利用会員が本ジムを利用するときは、貸与した電子鍵を使用するものとします。
- パーソナルトレーニングについては次の定めに従い利用するものとします。
- 事前に予約サイトもしくはトレーナーへの申し出など、本ジムの定める方法により予約します。
- 予約のキャンセルについては、前日までに本ジムの定める方法により行うものとします。
- パーソナルトレーニング利用会員（月会員）は所定回数のセッションが利用できます。なお、未消化分のセッションは翌月に持ち越して利用が可能です。なお、利用できなかったセッションがあった場合の返金はありません。
- 会員は、本ジムから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本ジムは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。会員の責に帰すべき事由により施設の利用が禁止された場合であっても、会員は本ジムの会費を支払う義務は継続するものとします。
- 会員は、本ジムの施設利用にあたり、本規約その他本ジムの定める諸規則を遵守し、本ジムのスタッフの指示に従うものとします。
- 会員が本ジム利用に際しての盗難・紛失等につきまして本ジムは一切の損害賠償の責任を負いません。
- 会員が本ジム利用における忘れ物については本ジムが定める一定期間を経過した後、本ジムにて処分することに異議を述べないものとします。ただし腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合期間を経過せず即時処分できるものとします。
- 本ジムの施設内には、会員が安全かつ適切にその利用する環境を維持するなどの目的のため、防犯カメラを設置しており、会員はこれを了承の上利用するものとします。

(施設の利用制限・禁止)

- 本ジムは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本ジムの施設の利用を制限又は禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本ジムから本ジムの施設の利用を制限又は禁止された場合であっても、会費の支払い義務を負うものとします。

- 入会資格を充足しないことが判明したとき。
- 本規約その他本ジムの定める諸規則に違反したとき。
- 支払方法を設定した後に、会員の責任により、その支払方法又は手段が利用できなくなったとき。
- 会費の支払いを怠ったとき。
- 健康上の問題で利用が難しいと判断されたとき。
- 法令に違反したとき。
- その他、本ジムが会員としてふさわしくないと認めたとき。
- 前項に基づき会員に損害が生じた場合であっても、本ジムはその損害を賠償する責任を負わないものとします。

#### （施設の休業及び閉鎖）

- 本ジムは、臨時休業日を設定することができます。
- 本ジムは、営業することが困難又は営業すべきでないと判断するときは、施設の全部又は一部を臨時休業又は閉鎖することができます。
- 前二項の場合であっても、法令の定め又は本ジムが認める場合を除き、会員が負担する会費の支払義務が軽減され、又は免除されることはありません。

#### （遺失物の廃棄）

- 本ジム施設内の遺失物については、一定期間経過後に本ジムは会員が当該物の所有権を放棄したものとみなし廃棄することができるものとします。
- 本ジムは、前項に基づく廃棄について生じる会員の損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### （ロッカー）

- 本ジムは会員が無料で使用できるロッカーと月極契約ロッカーを設置します。
- ロッカーの鍵を紛失、破損した場合、会員は再発行に係る費用を負担するものとします。

#### （禁止事項）

- 会員は、本ジムの施設内又は本ジム施設周辺において、次の行為を禁止します。
- 他の会員やスタッフ、本ジムを誹謗中傷、暴力行為、威嚇行為。
- 本ジムの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の乱暴な取り扱いや、持ち出し。
- 他の会員や施設スタッフに対する迷惑行為。
- 公序良俗に反する行為。
- 危険物の館内への持ち込み。

- 泥酔状態での施設利用。
- 本ジムの施設、器具等を必要以上に独占する行為。
- 会員でないものを招き入れる行為。
- 施設内での喫煙。
- 近隣住民に迷惑となる行為やマナー違反。
- 無謀な重量又は方法でトレーニングを行うこと。
- その他違法行為。
- その他、本ジムが会員としてふさわしくないと認める行為。
- 会員は、本ジムに対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこととします。
- 暴力的な要求行為。
- 法的な責任を越えた不当な要求行為
- 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- 風説を流布し、偽計又は威力を用いて本ジムの信用を毀損し、又は本ジムの業務を妨害する行為。

#### （損害賠償責任免責）

- 会員及び同伴者が本ジムの施設の利用中、次の各号に掲げる事由により会員自身が受けた損害に対して、本ジムは、本ジムに故意又は重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責任を負いません。
- 本規約違反行為をした場合
- 故意に器具の破損、備え付けの備品を持ち帰った場合。
- 本ジムの指定又は指導以外の利用方法で施設等を利用した場合。
- 施設利用者間の喧嘩又は口論等のトラブル。
- 会員同士の間で生じた係争やトラブルにつきまして本ジムは、一切関与せず、責任を負いません。
- 会員及び同伴者が本ジムに設置されたジム機器等を使用する際には、当該機器等の通常の用法に従うとともに、自己の健康状態や能力等を十分に考慮して使用するものとします。万が一、当該機器等を使用中に事故が発生した場合であっても本ジムは一切の責任を負わず、会員の自己責任となります。

#### （会員の損害賠償責任）

会員が本ジムの施設の利用中、会員の責任に帰すべき事由により、本ジム又は他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責任を負うものとします。

#### （退会）

- 会員は、自己都合により退会するときは、当月 10 日までに所定の書面による手続きを完了することにより、当月末日に退会できるものとします。期日を過ぎますと翌月の会費は引き落とされるものとし、一旦引き落とされた当月及び翌月の会費に関しては、本ジムは返還の義務を負わないものとします。
- 会員は本ジムに対し退会日までの会費（第 2 条第 2 項及び第 3 項に定める会費を含みます。）を支払う義務を負います。
- 会員が死亡、その他やむを得ない事情で退会手続きができない場合、親族その他の者によりその旨が本ジムに告知された時点で退会手続きを行ったものとみなします。

（規約の改正等）

- 原則として本ジムは 1 週間前までに会員に告知又は通知することにより、本規約、本規約に基づく利用範囲、条件及び施設運営システムを改正又は廃止することができ、改正又は廃止した本規約等の効力は、全会員におよぶものとし、会員はこれをあらかじめ承諾します。
- 前項を含む本規約における本ジムから会員への告知方法は、ホームページに掲載する方法とし、ホームページに掲載した時点で会員に通知したとみなします。

（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

（協議解決）

本ジム及び利用者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

（管轄裁判所）

本ジムと利用者との間における訴訟は、本ジムの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

本規約の解釈は日本国の法律に準拠するものとします。

規約改定 2026 年 2 月 17 日